

札幌市環境影響評価条例に係る図書等の縦覧期間終了後の公開に関する要綱

環境局長決裁 平成 27 年 3 月 17 日

最近変更 令和 4 年 9 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、札幌市環境影響評価条例（平成 11 年条例第 47 号。以下「条例」という。）に規定された配慮書、方法書、準備書、事後調査報告書及び見解書等の関係書類（以下「図書等」という。）の縦覧期間終了後に、市長が当該図書等を継続して公開するに当たって必要な事項を定めることにより、各手続間の連続性を確保し、環境影響評価制度におけるコミュニケーションの促進に寄与することを目的とする。

(用 語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び札幌市環境影響評価条例施行規則（平成 12 年規則第 21 号。以下「施行規則」という。）並びに札幌市環境影響評価審議会規則（平成 12 年規則第 22 号。以下「審議会規則」という。）において使用する用語の例による。

(対象図書等)

第 3 条 この要綱の対象となる図書等は、別表 1 及び別表 2 の左欄に示すものとする。

(縦覧期間終了後の公開等の同意)

第 4 条 市長は、条例に規定する縦覧期間が終了した図書等について、継続して公開する場合は、事業者（都市計画決定を要する事業の場合は「都市計画決定権者」と読み替える。以下同様とする。）から公開について同意を得るものとする。

2 事業者は、前項に係る同意の是非について、条例で規定する図書等の縦覧開始時に様式 1 により市長に届け出るものとする。

(公開の方法)

第 5 条 市長が図書等の公開する場合は、次の各号のとおりとする。

(1) インターネットの利用による場合

札幌市の公式ウェブサイトにおいて公開する。

(2) インターネット以外（冊子等）による場合

札幌市環境局環境都市推進部の事務室内において公開する。

(公開期間)

第6条 図書等の公開期間は、別表1及び別表2の右欄に示すとおりとする。

(公開の中止)

第7条 前条に規定する図書等の公開期間において、事業者は、市長に対し図書等の公開の中止を申し出ることができる。

2 前項の申出は、様式2により行うものとする。

(図書等に係る電磁的記録)

第8条 事業者は、第4条の規定による公開に同意した場合、図書等に係る電磁的記録を次の各号の仕様のとおりに市長に提出するものとする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 記録の形式 | PDF形式等改ざんされにくいもの |
| (2) 記録媒体 | CD-ROM又はDVD等 |
| (3) ファイル容量 | 各章等に分割、各ファイルおおむね2MB以下 |

(著作権への配慮)

第9条 市長は、図書等を公開する場合、著作権法(昭和45年法律第48号)に基づく著作者の権利について必要な保護を図らなければならない。

(事業者によるサービス提供)

第10条 事業者は、条例に規定する図書等の縦覧期間及びこの要綱に規定する市長による公開期間において、次の各号に掲げるサービスを提供するよう努めるものとする。

- (1) ウェブサイト上に掲載した図書等の印刷
 - (2) 紙媒体による図書等の貸出し
- 2 事業者は、前項に係る同意の是非について、条例で規定する図書等の縦覧開始時に様式3により市長に届け出るものとする。
- 3 事業者は前項の同意を取り消す場合は、第1項に規定する期間内に、様式4により市長に届け出るものとする。

(市民への周知)

第11条 市長は、事業者からこの要綱に規定する各条項の届出があった場合は、札幌市の公式ウェブサイトにおいて、その内容について市民に周知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局(環境管理担当部長)が定める。

2 前項において、事業者と協議が必要な場合は、環境局(環境共生担当課長)が行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に条例の規定に基づき公告及び縦覧を開始した図書等については、この要綱の規定は適用しない。

2 前項の規定は、事業者から当該図書等の縦覧期間終了後の公開を自ら行う申出がある場合は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表 1

図 書 等		公 開 期 間	
計画段階環境配慮書 (条例第 6 条の 3)	本 編	条例第 6 条の 5 に規定する配慮書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例第 10 条に規定する方法書の縦覧終了日まで	
	要約書	条例第 6 条の 5 に規定する配慮書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例で規定する最終の手續きに係る図書の縦覧終了日まで	
方法書 (条例第 8 条)	本 編	条例第 10 条に規定する方法書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例第 19 条に規定する準備書の縦覧終了日まで	
	要約書	条例第 10 条に規定する方法書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例で規定する最終の手續きに係る図書の縦覧終了日まで	
準備書 (条例第 17 条)	本 編	条例第 19 条に規定する準備書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例第 28 条に規定する評価書の縦覧終了日まで	
	要約書	条例第 19 条に規定する準備書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例で規定する最終の手續きに係る図書の縦覧終了日まで	
評価書 (条例第 26 条)	事後 調査 なし	本 編	条例第 28 条に規定する評価書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例第 38 条第 2 項で規定する対象事業の完了の告示日まで
		要約書	条例第 28 条に規定する評価書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例第 38 条第 2 項で規定する対象事業の完了の告示日まで
	事後 調査 あり	本 編	条例第 28 条に規定する評価書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例第 40 条に規定する事後調査報告書のうち最終の事後調査報告書の縦覧終了日まで
		要約書	条例第 28 条に規定する評価書及びその要約書の縦覧終了日の翌日から条例第 40 条に規定する事後調査報告書のうち最終の事後調査報告書の縦覧終了日まで

事後調査報告書 (条例第39条)	最終の報告書 以外	条例第40条に規定する事後調査報告書の縦覧終了日の翌日から最終の事後調査報告書の縦覧終了日まで
	最終の報告書	公開なし(条例第40条に規定する縦覧期間のみ)

別表2

図 書 等		公 開 期 間
配慮書に係る見解書 (条例第6条の8)		条例第6条の9に規定する見解書の縦覧終了日の翌日から条例第10条に規定する方法書の縦覧開始日の前日まで
方法書に係る見解書 (条例第12条)		条例第13条に規定する見解書の縦覧終了日の翌日から条例第19条に規定する準備書の縦覧開始日の前日まで
準備書に係る見解書 (条例第22条)		条例第23条に規定する見解書の縦覧終了日の翌日から条例第28条に規定する評価書の縦覧開始日の前日まで
事後調査報告書 に係る見解書 (条例第41条の2)	最終 以外	条例第41条の3に規定する見解書の縦覧終了日の翌日から最終の事後調査報告書の縦覧開始日の前日まで
	最終	公開なし(条例第41条の4に規定する縦覧期間のみ)

様式 1

図書等の縦覧期間終了後の公開に係る同意について

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び

代表者の氏名

電話番号

札幌市環境影響評価に係る図書等の縦覧期間終了後の公開に関する要綱に規定する図書等の公開について、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の名称

2 図書等の名称

3 継続して公開することの同意について

同意する 同意しない

(同意しない場合の理由：)

4 同意する場合の公開方法

札幌市環境局ホームページ上への掲載

継続して公開するにあたって提出する電磁情報

ファイル形式 PDF その他 ()

提出媒体 CD-ROM DVD その他 ()

札幌市環境局環境都市推進部事務室内における図書等の冊子による公開

5 同意する場合の公開期間

札幌市環境影響評価に係る図書等の縦覧期間終了後の公開に関する要綱第6条の規定のとおり。

その他 (期間： 年 月 日～ 年 月 日)

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 2

図書等の公開の中止申出書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付で「図書等の縦覧期間終了後の公開に係る同意について」を提出しておりますが、下記のとおり同意を取り消すことを申し出ます。

記

1 事業の名称

2 同意を取り消す事項

札幌市の公式ウェブサイト上への掲載

札幌市環境局環境共生推進担当課における図書等の冊子による公開

3 同意を取り消す期日

年 月 日から

4 同意を取り消す理由

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 3

図書等の印刷・貸出しの同意について

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所

届出者

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名

電話番号

札幌市環境影響評価に係る図書等の縦覧期間終了後の公開に関する要綱に規定する図書等の印刷・貸出しについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の名称

2 図書等の名称

3 同意について

① 札幌市の公式ウェブサイト上のファイルの印刷

同意する 同意しない

② 冊子による図書等の貸出し

同意する 同意しない

同意する場合の貸出期間 年 月 日～ 年 月 日

貸出部数 部

4 同意しない理由

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 4

図書等の印刷・貸出しの同意取消申出書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所

届出者

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名

電話番号

年 月 日付けで「図書等の印刷・貸出しの同意について」を提出しておりますが、下記のとおり同意を取り消すことを申し出ます。

記

1 事業の名称

2 図書等の名称

3 同意を取り消す事項

札幌市の公式ウェブサイト上のファイルの印刷

冊子による図書等の貸出し

4 同意を取り消す期日

年 月 日から

(参考) 同意を取り消す理由 (記載任意)

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。